

21世紀を地方自治の時代に

# 住民と自治

発行 自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F  
TEL03-3235-5941 (代)・FAX03-3235-5933  
発行人 福島 謙 編集人 谷口郁子

通巻643 2016. 11 付録

東海版 NO.381号 2016. 10. 10  
東海自治体問題研究所

〒462-0845 名古屋市北区柳原3-7-8  
TEL・FAX 052-916-2540  
<http://www.tokaijitiken.web.fc2.com/index.html>  
E-mail:tjmken@f6.dion.ne.jp  
理事長 市橋 克哉 (名古屋大学教授)  
編集責任 長谷川洋二 (事務局長)



## 歴史を語る基礎塀

撮影場所 名古屋市上前津二丁目

周りに高層ビルが立ち並ぶ。そこに石臼、煉瓦、玉石などを積み上げた歴史を語る基礎塀があった。ここは、葛飾北斎が描いた富嶽三十六景の尾州不二見原。大きな木桶を作る職人の背に富士山が見える。名古屋台地の高台で富士山が見えたため旧富士見町と呼ばれた。江戸時代は原っぱか。歴史を語る塀に昔を思う。

撮影 太田武宏 (写真クラブ アクト会員)

## 11月号の内容

ユニチカ跡地(豊橋事業所)住民訴訟	
…なぜ、住民訴訟になったのか、その法律上の争点は何か (鈴木正廣)	2P
書籍案内	
『庄内川に生まれ、泣かされても七転び八起き』 (山田辰義、木股文明)	4P
研究会報告	6P
東海ローカルネットワーク	10P
行事案内	12P

## ユニチカ跡地(豊橋事業所)住民訴訟

### …なぜ、住民訴訟になったのか

### その法律上の争点は何か…

ユニチカ跡地の返還を求める市民の会  
事務局長 鈴木正廣

「ユニチカ跡地の返還を求める会」(以下、市民の会)は、今年5月22日(土)に設立され、6月2日(木)に「市民の会」会員ら695人が豊橋市監査委員に住民監査請求をしました。テレビ・新聞で大々的に取り上げられ注目されました。その後、豊橋監査委員の監査結果が7月25日付で送付されてきました。監査結果は、「棄却」でした。「市民の会」として、「棄却」は想定していましたので、直ちに住民訴訟の準備に入り、「市民の会」代表世話人の3人を発起人として「ユニチカ跡地住民訴訟原告団」を130人で結成しました(8/20、宮入興一原告団長)。そして、8月23日(火)、佐原光一豊橋市長を被告として、63億円の損害賠償をユニチカに請求するよう求めて名古屋地方裁判所に提訴しました(長屋誠弁護士他7人)。これだけ多くの市民で原告団が結成され、豊橋市長を被告として提訴した本件は豊橋市政110年の歴史上初めてのことです。なぜ、市民の動きが活発化したのか。その辺りから見てみたいと思います。

#### ユニチカ跡地問題は、佐原市政の根幹が問われる大問題

いま、豊橋市民の中で、ユニチカ跡地について大きな関心の目が寄せられています。なぜか、それは佐原市長による市民と議会の無視・軽視に最大の理由があると思います。ユニチカ跡地、27万㎡という豊橋市街地に唯一残る広大な土地は、歴史的に議会で大論議が交わされてきた土地です。公文書公開請求

(鈴木)をしたところ、昭和25年当時から議会関係文書が286ページも公開・提供されました。大日本紡績(現ユニチカ)と豊橋市が契約を交わしたのは昭和26年3月ですが、15年後の昭和41年2月には当時の河合陸郎市長とユニチカが「疑義事項協議書」を交わして、その土地の扱いについて再度確認しています。平成18年9月定例議会では、当時の早川勝市長が契約書にかかわって弁護士と相談したことを明らかにし、議員の質問に誠実かつ歴史的事実を踏まえて答弁しています。しかし、佐原市長は、まったく違います。議員の質問には一切答弁に立ちませんでした。しかも、ユニチカからの4項目文書(平成26年10月9日付)を市民の代表である市議会議員にさえ知らせなかったのです。1年後、ユニチカが土地売却した日にFAX1枚、市議会議員に送っただけという事実は驚きの一言です。ユニチカ跡地売却問題は、佐原市政の根幹が問われる大問題です。

#### 住民訴訟の法律上の争点は極めてシンプル

名古屋地裁に提出した訴状は12頁、証拠説明書236枚(甲1~15号証)にもなります。しかし、その争点は極めてシンプルです。豊橋市議会の議決を経て昭和26年4月3日、豊橋市と大日本紡績株式会社(現ユニチカ)で契約書を結んでいます。その契約第12条で「甲(ユニチカ)は将来(中略)敷地の内で使用する計画を放棄した部分は之を乙(豊橋市)に返還する」。この契約書の文言をどう解釈するのか。これ

が最大の法律上の争点です。

監査結果(棄却)の契約第12条の解釈は、「…大企業であった大日本紡績株式会社が全面撤退する事態など想定できず、それを前提とした条項を設けることなど考えられなかったため、本条は全面撤退を意味したものでなく、(中略)敷地の一部返還を定めたものであるとの市の解釈は妥当なものと判断する」。つまり、豊橋市および監査委員の解釈は、一言で言うと「一部使わなくなれば豊橋市に返さなければならない。でも全部使わなくなったら売り払ってその代金を自分のものにしてかまわない」というものです。子供にでも分る、論理のゴマカシです。

### 豊橋市の契約12条の解釈は到底成り立たない …一部であれ、全部であれ使わなくなれば 豊橋市に返さなければならない…

契約書には「一部とか全部とか」の文言は一切ありません。普通の企業間取引であれば一部、全部を区別せず返すべき契約解釈となるに決まっています。また、契約書に豊橋市はユニチカに諸便益を供与するとしています。しかも土地は無償譲渡です。こうした契約の趣旨から「一部、全部を区別することなく使わなくなったら返す」というのが自然かつ当然のことです。さらに、これまでの豊橋市の議会答弁です。早川勝元市長は当時(平成18年9月定例議会)で、弁護士と相談の上、「全く違う企業がきたときに、(中略)市としてどうぞお返しくださいと、(以下略)」と答弁しています。

### ユニチカ跡地住民訴訟とは…

ユニチカは契約上の義務を履行せず積水ハウスに63億円で売却しました。豊橋市はユニチカに対する土地返還請求権の管理を怠り履行不能となってしまいました。この履行不能に基づく損害賠償請求権として豊橋市長は63億円の代金をユニチカに請求しなさいという裁判です。



## 書籍案内

シリーズ 災害から住民を守る町(1)  
**庄内川に生まれ、  
 泣かされても七転び八起き**  
 —2000年東海豪雨で町ぐるみ水に浸かった西  
 枇杷島

著者・発行

山田辰義・木股文昭

発行日：2016年9月10日

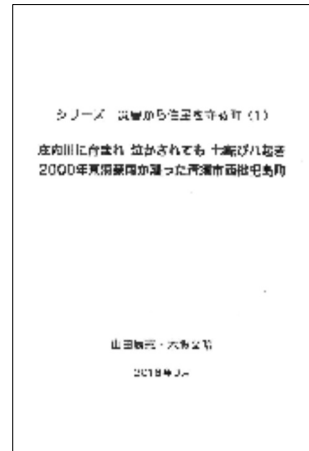
頒価：300円

2000年9月の「東海豪雨」で名古屋市、その周辺の自治体は大きな被害をうけました。東海研では、この広範囲にわたる都市災害について研究者、自治体職員、地元住民で研究会を発足させました。それが15年にわたって研究活動が続いています。本書はその成果本ともいえるものです。本書の巻頭言の抜粋と目次の一覧を紹介します。

### <巻頭言より抜粋>

災害の多くは、思いがけないという想定外から始まる。3.11では原発を津波が襲うと考えずに、原発で極めて大切な非常用電源を地表に置いたがために、原発であってはならない停電からメルトダウンを起こしてしまった。この想定外が、15年前の東海豪雨でも起きていた。

愛知県西枇杷島町では江戸時代から数年に一度という頻度で洪水に襲われていた。ところが、町は非常用電源を庁舎1階に設置していた。そのため、床上浸水で非常用電源は水に浸かり、使えなくなった。電気のない役場では災害復旧の核にはならない。災害対策本部は、町でもっとも標高が高い、国道バイパスに移転した。残念ながら、機能が発揮でき



たはずがない。

一方、住民は町の避難指示よりも速く、高台の避難所に避難した。残念ながら、避難が遅れ、孤立した自宅の2階に取り残された人もいた。そんな時、避難所にいた人々は町の食糧支給を待つのでなく、自ら持参した炊飯器で炊き出しを始め、暖かいお握りを作った。そのお握りを元気な若者達が胸まで水に浸かりながらも、自宅に取り残された人びとに夜を徹して配り歩いた。

食糧の支援が入ると、人びとはこんな時こそ暖かい食事がしたいと温かい副食の炊き出しに取り組んだ。そのために、寿司屋は調理場を提供してくれた。さらに、炊き出しを週に1回ながらも被災から1年間も続けた。ときには鹿肉カレーまで振る舞われた。炊き出しは空腹を満たすだけでなく、地域の人びとが顔を交わし、元気を確認し、励ます場、いわゆる心の空腹を満たす役割も果たした。炊き出しで元気な顔を交わすことは最大のコミュニケーションでもあった。とても行政では考えられない発想である。

清洲から城が名古屋城として移築され、その城下町を洪水から守るために、庄内川左岸の堤防がかさ上げされ、洪水は右岸の西枇杷島側に流れ込むようになった。

さらに西枇杷島の西側に新川が浚渫され、新川の西側に広がる水田を洪水から守るため

に、新川では右岸堤防が高くなされた。要するに庄内川や新川よりも低い西枇杷島は尾張藩に遊水池として扱われ、洪水のたびに庄内川と新川から水が流れ込むようになっていた。

しかし、西枇杷島は交通の要地でもあった。熱田から桑名への船頼りもさけるために、熱田から西枇杷島、国府、起(一宮)、木曾川を渡り、墨俣、大垣と中仙道に繋がる美濃路として、利用された。このため、東海道線も鈴鹿越しの東海道を避けて、美濃路沿いに設けられた。美濃路だけは庄内川の堤防を利用し、洪水でも浸水だけは免れていた。

このような歴史もあり、西枇杷島の人びとは頻繁に襲う洪水とつきあう術を学んだのである。洪水に見舞われそうときは炊飯器を持参して避難所に避難していたのである。

このエネルギーは、2015年9月に市民独自で東海豪雨15周年集会を開催するなど現在も引き継がれている。

もともと、西枇杷島といえど、今の日本社会の渦中から逃れることはできない。古くからの住宅は床上浸水で暮らせなくなり、老いた家主は修復したくても資金が確保できなかった。少なからずの住民が町を出て、町営住宅や名古屋市営住宅に移っていった。

新たな環境の下でも、西枇杷島の人びとが災害とつきあう術をもう一回り大きく発展させると町の内外から注視したい。

西枇杷島の素敵な歴史を作ってきた人びと、西枇杷島での東海豪雨をまとめる契機を作ってくれた可児紀夫さん(当時東海自治体研究所事務局)など、出版にさいしてお世話になった多くの人びとに感謝する。

(山田辰義・木股文昭)

## 目次

- 1章 洪水と震災に襲われる西枇杷島
  - 1.1 尾張名古屋を洪水から守るために
  - 1.2 美濃路、東海道線、新幹線と交通の要地
  - 1.3 頻繁な豪雨による洪水
  - 1.4 震災にも襲われる西枇杷島
- 2章 2000年東海豪雨 町が沈む
  - 2.1 9月1ヶ月分の2倍の雨が1晩に
  - 2.2 一夜で町の半分が水没した西枇杷島町
  - 2.3 町の半分の人びとが避難所へ だが浸水で孤立
  - 2.4 愛知県では伊勢湾台風に次ぐ被害に
- 3章 被災から復興へ
  - 3.1 復旧にあたり町への要求と町の対処
  - 3.2 ボランティアセンターの開設
  - 3.3 「負けせんぞ水害!にしび」被災者自立支援
  - 3.4 豪雨災害がもたらした課題 全国1下がった地価
- 4章 負けんぞ 自然災害
  - 4.1 町の取り組み 「逃げどきマップ」
  - 4.2 人びとの取り組み
  - 4.3 東海豪雨から学んだこと
- 5章 私にとっての東海豪雨
  - 5.1 東海豪雨15周年集会 2015年9月12日
  - 5.2 松原地区町内会 聞き取りレポート

### <本書に関する問合せ先>

〒452-0052

清須市西枇杷島町辰新田45番地

山田辰義

電話 052-501-1876

携帯電話 090-7854-3006

## ●研究会報告

### 第7回地方自治研究会

空き家問題と地方自治  
～空き家対策・空き家条例を考える～

8月20日(土)第7回地方自治研究会を開催しました。今回は「空き家問題と地方自治～空き家対策・空き家条例を考える～」をテーマに、小川さん(岐阜県神戸町議会議員)・渡辺さん(北名古屋市議会議員)から各自治体の現状と課題について報告して頂きました。その後、庄村さん(名城大学)から空家対策特措法など法制度からみた「空き家対策」の問題点と課題を話して頂きました。

#### 神戸町議会議員・小川さんの報告(要旨)

神戸町は平成元年の21,010人をピークに現在、H28年には19,687人になっている。高齢化率は29.4%。平成元年の世帯数は5,520世帯であったが、人口が減少するなかで逆に世帯は増加し、H28年には6,915世帯にまで増えている。このような「人口減少と世帯数の増加」という現象が、その後の少子高齢化のなかで「人口減少と世帯数の減少」という現象に変化したときに「空き家問題」が深刻化するのではないかと思う。

神戸町ではまだ空き家条例はできていないが、今年の2月に町として「空き家の実態調査」をおこなった。町内の50地区の区長に空き家の実態について聞き取りをおこない、町内6,782世帯のうち、304世帯が空き家であることが判った。調査結果を踏まえて、町では700万円の予算でコンサルタントに「空き家等実態調査業務」を委託した。H28年度内に調査結果がまとまる予定で、より詳しい調査結果を踏まえて「空き家条例」をどうするかという状況である。

\*その後小川さんから<神戸町の沿革や産業・行政の概要>の説明・中略\*

神戸町は最近の人口動態から見ても「少子化・高齢化」が進んでいる。

先の空き家の聞き取り調査(区長からの聞き取り)では、①管理されている空き家・②環境上問題のある空き家・③倒壊等危険な空き家という3つの項目で調査を行った。町内の6,782世帯に対して、①238軒・②49軒・③17軒という数字であった。(町全体の空き家率では4.5%)

「空き家問題」の行政の窓口は役場の「建設部」になっている。「空き家実態調査」では地区ごとの住宅・店舗の種別に、先の3つのポイントで結果をまとめ、304軒の空き家となっているが、今後のコンサルタントの調査で違った数字も出るかと思う。

神戸町は大垣市に隣接する地域として「大垣市都市計画区域」に入っており、市街化区域が15%・市街化調整区域が85%の割合になっている。調整区域に家が自由に建てられない状況がある。

85%を占める「市街化調整区域」との関係で、人口減少が大きくなっており、「空き家問題」とともに調整区域の「線引き」をなくして住宅を増やし定住人口を増加させることが「まちづくりの課題」である。また、養老鉄道や東海環状自動車道(インター)などを生かしたまちづくりの方向を考えている。

#### <小川さんの報告への主な質疑>

- 神戸町の合併問題はどんな経過だったのか。
- 区長の調査の後になぜ700万円でコンサルに調査を委託するのか。
- 空き家を地域で活用するような方向の検討はどうか。
- 調整区域の線引き問題は、コンパクトシティーなども考えれば検討が必要ではないか。

## 北名古屋会議員・渡辺さんの報告(要旨)

北名古屋市も現在は条例制定までになっていないが、国の平成26年度補正予算「まち・ひと・しごと創生関連事業」の「地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)」の約3,000万円のうち、500万円を使って「空き家対策推進事業」(空き家の実態調査)をおこなった。

実態調査は、初めに(株)ゼンリンが毎年行っている空き家情報(郵便受けの状態・建物の使用状態・電気などのメーター類の利用状況などを基にした調査)から、市内725軒の空き家を把握した上で、さらに委託して目視での現地調査を実施して592軒を「空き家の可能性の高い家屋」と判断した。市内の35,378軒からすると1.6%にあたる。空家対策特措法で認められている税情報などをつかって所有者とのマッチングを進めて、最終的に384軒の所有者と連絡がついた。連絡がついた所有者には「意向アンケート」などを送付し、通常よりも高い68%の回収率で回答を得ている。なお民間のゼンリンに委託した背景には、市が独自で行くと2,000万~3,000万円程度費用が掛かるということで、予算の範囲内だという判断があったようだ。

今後の対策として、今年度は「特定空き家」への認定のためには「所有者の思い」「第3者の判断」などいくつかの要素があるので、建設部に全体を統括する「対策チーム」を設けて全庁的な対応を進めている。H29年度には国の交付金を活用した「空き家再生等推進事業」として、「空き家等対策計画」策定と「空き家対策協議会」の設置を目指している。

現状は調査が進行中であるが、倒壊など危険の恐れがある「特定空き家に該当しそうな空き家」への対応、防災や税務などで対応する方向の「特定空き家候補」「有効活用が可能と見込まれる空き家」「その他」などで対応を進めている。

これまで北名古屋市と名古屋芸術大学で「連携に関する協定」を締結して、アートを生かした特色のある・まちづくりを進めてい

る。市は名芸大と「空き家活用連携事業」も進めていて、この事業(「DIY空き家活用プロジェクト・アーティストのまちづくり」)では空き家を名芸大生(卒業生も含む)に提供して芸術的創作活動をすすめ、「アトリエ」「リフォームした住まい」などにすることを目指している。事業は大学関連の会社組織があり、そこで取り組んでいる。

「空き家対策」には2つのタイプがあるように思う。定住人口増加や生活環境維持の「(過疎)山間型の空き家対策」に対して、景観維持や土地活用の「都市型の空き家対策」といった違いがあり、地域性による「空き家対策」が必要ではないか。その点では北名古屋市は「都市型」ではあるが、所有者や住民の思いに寄り添った対応が必要だと思う。行政が持つ様々なデータベースを更新して、空き家対策にも生かしていくことも大切だと思う。

### <渡辺さんの報告への主な質疑>

- 各自治体の空き家対策がもっと進んでいるのかと思っていた。
- 交付金の対象事業に、受注する業者が待ちかまえている感じもする。
- 名芸大との事業では、所有者への連絡対応は行政がしているのか。
- 北名古屋市と名芸大との連携は今の時代のひとつのあり方だと思う。
- 建物の「空き家」と人・家族の「家」の両面があるのではないか。

## 名城大学・庄村さんの報告(一部要旨)

近年のいわゆる空家問題に対する地方自治体の対応策について、行政の法的手法を中心に検討したい。

まず、空家特措法ができる前までの地方公共団体の対応策の状況については、建築基準法や空家条例による対応手法の存在を指摘したい。国交省は、このうち建築基準法上の対応で十分との理解であったが、行政処分の要件が厳しいなどの理由でそれほど利用が進んでいないこと、それを踏まえ地方自治体では

空家条例による対応が目指されてきた。全国各地で様々な条例が制定され、即時強制手法などを準備する自治体や空家撤去に補助金を支出する自治体などもある。しかし、空家の所有者を探るための調査手段の限界や固定資産税の減免問題などの存在があったことから、その限界もある。

「空家対策の推進に関する特別措置法」等は、一応それらの問題に 대응することを念頭に策定されたもので、「特定空家」概念の設定、「市町村の責務」の明確化、調査権の充実、勧告を受けた者に対する固定資産税減免特例の撤回、空家問題に対する財政上の措置などについて定めるものである。

また、この研究会のテーマとの関係では、空家条例が空家特措法の「範囲内」（地方自治法14条）といえるかどうか、つまり「条例が先行し後追いで法律が作られる場合の、条例と法との整合性をどう考えるのか」等の問題も指摘したい。

最後に、特措法が制定されたとしても問題は山積している。特措法を利用して代執行した最初のケースで全額公費負担となったこと、今後空家の「数」で見た場合、都市部の空家問題は戸建ではなくマンション等なので、その対応が極めて深刻な状況になるなど費用負担の問題があること、さらに借地上に建てられた空家の問題などがある。その点で空家問題は、新築優先の住宅政策をとってきた（とっている）国の政策の失敗の問題であり、その

問題を地方に押し付ける構図があるのではないかとはいえる。

\*\*\*\*\*

### <次回・第8回研究会のご案内>

テーマ：「地方自治体の資金運用」と地方自治

報告：伊藤久美子さん

（三重県職員・名古屋大学大学院研究生）

藤枝先生（三重短期大学）

日時：10月29日（土）14時～17時

会場：「名城大学ナゴヤドーム前キャンパス」

DW（西館）302

名古屋市東区矢田南4-102-9

（代表：052-832-1151）

\*名古屋市営地下鉄名城線「名古屋ドーム前矢田駅」2番出口

\*「地方自治体が基金等の余剰金を地方自治法や地方財政法に基づいてどのように活用しているか」などを中心に、自治体財政と地方自治を考えます。

<文責：事務局 加藤彰男（東栄町議会議員）>

#### <ひとこと…「空き家」or「空家」>

小川さんの報告や論議のなかで、「空き家」なのか「空家」なのかという字句についての問題提起がありました。庄村さんから「日常的には『空き家』のほうが使いやすいと思うが、公営住宅法施行令に『空家』が使われた経緯から法概念の継続性として法律では『空家』になっている。自治体の条例では『空家』『空き家』の両方がある」とのコメントがありました。この研究会の報告では前後の文章上の関係『空き家』『空家』の両方を使っています。ご了解ください。





## 第1回都市再生プラン研究会報告

「大都市再生プラン研究会」の再発足として仮「グローバル産業都市研究会」の名称で招請し、9月10日に「ウィルあいち」2FあいちNPO交流プラザ会議室、会議コーナー2において第1回の研究会を開催しました。

### 研究会の名称を討議

最初に会の名称について議論しました。

「仮称“グローバル産業都市”では、自分の研究課題とどう一致させるかがわからない」「また、“縮小都市”という言葉もまだ一般的ではない」「大都市と言うと名古屋市に限る事になるので“大”を抜いたほうがよい」等々、議論百出となりましたが、協議の結果、会の正式名称を「人口減少時代の都市再生プラン研究会」に決めました。

次に遠藤先生から会の運営方針についての報告がありました。

### 遠藤先生の報告要旨

#### 1. 研究会立ち上げの問題意識と趣旨

目標は維持可能な社会の大都市と都市政策のあり方に関する研究と政策提言（「大都市再生プラン研究会」で残された課題のさらなる検討）である。留意点として、人口減少時代（「縮小都市」論）の都市再生の課題、東日本大震災・原発事故の被害と復興で今なお問われている「この国のかたち」について問題意識とすることを共通のベースとすること、大都市における内発的発展のための都市政策の課題、特に大都市における「FEC自給圏」確立をめざす地域政策のリアルティの追求等々があげられる。

#### 2. 研究領域および課題

##### （「維持可能な都市」への政策提言）

さしあたり思いつく限りあげると次のとおりである。①愛知県政と名古屋市政（地域開

発・都市再開発戦略構想での競争と協調？）。「中京都ホールディングス」VS「尾張名古屋共和国（特別自治市＋近隣自治体連携）やりニア新幹線建設と中京圏、「アジア大会誘致（共同開催）」構想の浮上。②都市・地域内循環をつくりだすための都市の地域産業政策・経済政策のあり方、都市内農業のあり方、再生可能エネルギー等々。③大都市の交通問題と公共交通のあり方。④大都市圏の環境問題の全体像と環境再生一名古屋南部地域の環境再生、「藤前干潟」保全の意義、「堀川」再生の意義等々。⑤大都市防災問題。⑥グローバル化の下での産業文化・観光都市への課題。⑦保育・子育て運動、福祉・医療問題（高齢者福祉・介護）。⑧大都市自治制度の改革と住民自治（都市内分権、区役所改革、町内会・自治会改革）。⑨相対的な問題として東海・名古屋大都市圏におけるトヨタ企業体・自動車産業集積と地域経済社会の構造解明や東京一極集中経済と大阪経済、名古屋・東海経済の展開と課題。

#### 3. 課題に関わる先行研究や文献の学習活動

例として次のようなものがあげられる。

- ①加茂利男『世界都市—「都市再生の時代の中で」有斐閣(2005)
- ②福川裕一・矢作弘・岡部明子『持続可能な都市—欧米の試みから何を学ぶか』岩波書店(2005)
- ③岡部明子『サステナブルシティー—EUの地域・環境戦略』学芸出版社(2003)
- ④海道清信『コンパクトシティー—持続可能な社会の都市像を求めて』学芸出版社(2001)
- ⑤矢作弘『「縮小都市」の時代』角川oneテーマ21(2009)、『縮小都市の挑戦』岩波新書(2014)
- ⑥加茂利男・徳久恭子『縮小都市の政治学』岩波書店(2016)
- ⑦松谷明彦『東京劣化』PHP新書(2016)
- ⑧【岩波講座】都市の再生を考える8:植田和弘編『グローバル化時代の都市』(2005)  
(文責:中川博一)

## ★東海ローカルネットワーク

### 【愛 知】

#### ○子育て年間570～840万円

##### 愛労連が必要額調査

県労働組合総連合（愛労連）は5日、子育てには最低でも年間570万～840万円が必要とする調査結果を発表した。実際の平均年収はこの額を下回っており、専門家は子どもの貧困につながっていると指摘する。調査は昨年9月～今年1月、組合員らを対象に実施。生活実態を調べるとともに、7割が「所有している」と答えた生活必需品を積み上げて最低生計費を算出した。調査票の回収率は24.9%。30代は101部、40代は80部、50代は69部だった。家族設定はいずれも4人で、30代は夫婦と幼児、小学生の子、40代は夫婦と小中学生の子、50代は夫婦と高校生、大学生の子。その結果、最低生計費は、30代で568万円、40代で652万円、50代で844万円だった。一方、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」の県内分などから夫の年収を求めたところ、30代で412万円、40代で488万円、50代で530万円だった。総務省の「全国消費実態調査」からも、働き手が1人の場合、30、40代で約5割、50代で約6割が、最低生計費以下の生活になっていた。（中日新聞愛知版2016年9月6日）

#### ○高浜市公民館解体めぐり

##### 11月住民投票／高浜市

高浜市立中央公民館の解体の是非をめぐって市民グループが行った住民投票を求める署名について、同市選挙管理委員会は12日、確定した有効署名数が住民投票の請求に必要な資格者の3分の1以上となったと発表した。11月中旬に住民投票が実施される見通し。市選管では、5～11日、提出された1万4996人の署名簿を縦覧した結果、有効が1万3316人、無効が1680人となった。住民投票の請求に必要な今月2日現在の資格者総数3万5530人の3分の1にあたる1万1844人以上の有効署名が確定した。これを受け、署名簿は12日、署名活動を行った公民館の解体に反対する市民グループ「高浜の住民自治をめざす会」に戻された。同会は20日にも市長に住民投票を正式に求める予定で、市によると、住民投票は11月13日告示、20日投票となる見込み。（読売新聞愛知版2016年9月13日）

#### ○医療機関の診療制限最悪

##### 勤務医不足で微増2.2・6%／愛知県

病院勤務医の不足が問題視される中、人手が足りずに診療制限を実施している県内の医療機関の割合が今年6月末現在で22.6%となり、2007年の調査開始以来、最悪の状態を更新したことが県の調査で分かった。該当したのは323機関のうち73機関で、前年の22.4%から微増した。診療制限には、診療科の全面休止、

時間外救急患者や初診患者の受け入れ制限、出産対応の休止などがある。診療科別では、産婦人科の割合が18%と最も高く、内科の11.3%、精神科10.6%、小児科9.2%などが続いた。地域別では東三河北部や尾張北部、知多半島で医師不足の傾向が強いという。病院別では、44の公的医療機関のうち、24と半数以上が診療を制限していた。民間と比べ、給与水準が低く、勤務形態も厳しくなりがちなことから医師が敬遠していることが制限につながっているとみられる。（読売新聞愛知版2016年9月17日）

#### ○負担残さぬ祭典どう実現

##### 「肥大化」アジア大会

広島大会では、市中心部から北西10キロに5万人規模の陸上競技場「エディオンスタジアム」（旧ビッグアーチ）などを建設。新交通システム「アストラムライン」で中心部と結んだ。当初は仮設のはずだったサッカー場、ホッケー場は競技団体の要望を受けて常設になるなど、競技場整備には二千億円が投じられた。常設なら、その後も維持費がかかる。広島市の財政は悪化し、大会から9後の2003年には市債残高が市税収入の4倍を超える9千億円に達し、財政非常事態宣言を出した。大会当時の市長だった平岡敬さん（88）は「祭りの後始末は大変だった」と認める。14年の仁川大会（韓国）も、メイン競技場を含む17会場を新設するなど1720億円を投じ、仁川市の負債は国内自治体で最悪レベルに陥った。（中日新聞愛知版2016年9月20日）

#### ○セクハラ問題で

##### 政治倫理条例制定へ／岡崎市議会

岡崎市議会は一連のセクハラ問題を受け、性的な言動など人権侵害行為を禁じる市議会政治倫理条例を、9月定例会最終日の23日に成立させる。20日の議会運営委員会で、委員全員の連名で条例案を提出することを決めた。▽市議会では3月、女性議員が同僚の男性議員からセクハラ行為を受けていると議会事務局に相談。対応に乗り出した議会は7月6日の政治倫理委員会で、政治倫理要綱を条例化することを決めた。女性議員がセクハラ行為を受けたとされる男性議員2人は、女性議員や一連の問題を報じた本紙を名誉毀損（きそん）で名古屋地裁に訴えている。（中日新聞愛知版2016年9月21日）

### 【岐 阜】

#### ○養護施設退所後の子ども 早期離職率 高め

##### 全国の高校新卒者比1.5倍以上

県内の児童養護施設に入所していた子どもの高校卒業後の早期離職率が、全国の高校新卒者全体と比べて1.5倍以上高いことが県の調査でわかった。県は先

月、施設に入所している生徒向けのインターンシップ(就業体験)を初めて開くなどして対策に乗り出した。(朝日新聞岐阜版2016年9月9日)

**○新庁舎めぐる住民投票求め署名活動開始／各務原**  
各務原市役所の新設計画に反対する市民団体「市庁舎の耐震補強か建て替えかを問う住民投票を実現する会」は20日、建設の是非を問う住民投票の実施を求めて地方自治法に基づく署名活動を始めた。10月20日までの1カ月以内に有権者の50分の1以上の署名を集めれば、住民投票条例案の提出を市長に直接請求できる。同市の選挙人名簿登録者数は9月2日現在で12万1160人。直接請求には2424人以上の署名が必要となる。同市総合福祉会館ではこの日、団体のメンバー10人のほか、活動に協力する市議4人が、実際に署名を集める活動者に注意点を教えた。団体の森継(すがる)代表(76)は「現在の市庁舎の耐用年数は100年以上だとする調査結果もある。税金の無駄遣いを止めなくてはいけない」と話していた。市の計画によると、1973年に建てられた現庁舎の敷地内に新庁舎を建設し、20年度中の完成を目指す。事業費は約80億2000万～88億円を見込む。(中日新聞岐阜版2016年9月21日)

### 【三重】

#### ○財政再建へ数値目標

##### 三重県が素案、来年度から「集中取組」

2017～19年度の三年間を県の財政再建の集中期間と位置付けた「県財政の健全化に向けた集中取組」の素案が九日、まとまった。三種類の数値目標を設けて収入、支出の両面で改善を進め「危機的状況」にある財政の立て直しに道筋を付ける。県の支出は、借金返済に充てる公債費や医療・介護などの社会保障関係経費、職員の人件費がかさむ一方、これまでは活用できた臨時的収入が減るなど、収入も厳しさを増す。16年度一般会計当初予算は企業会計から55億円を借り入れてしのいでおり、根本的な見直しが不可欠と判断した。数値目標では支出の約六割を占める人件費や公債費など「義務的経費」の抑制を目指そうと設定した。人件費や庁舎管理経費などを抑えるための県独自の目安として「経常収支適正度」を新設し、19年度までに100%以下にする。財政課によると、16年度の割合は約110%に達している。財政の弾力性を示す「経常収支比率」については、企業会計からの借り入れなどをせずに予算が組めた一四年度の数値(95.8%)を19年度の段階で上回らないようにする。その後は3年以内に93%以下に下げる。最新の割合は95.8%。数値が低いほど健全性が高い「実質公債費比率」は、19年度までに14年度の全国中位に当たる14.1%以下に下げ、その後も1ポイント以上低くする。最新値は14.7%。(中日新聞三重版2016年9月10日)

#### ○報酬半減に業者ら反発

##### 10月改定の介護予防事業／三重県

介護保険制度のうち「要支援」枠の一部を市町に委ねる「介護予防・日常生活支援総合事業」が、熊野市と御浜町、紀宝町の3市町で10月に始まる。紀南介護保険広域連合は介護報酬を決めたものの、事業者側は「これでは赤字になる」と反発。スタートを前に広域連合に質問状を突きつける事態となっている。9月13日夜にあった紀南ケアネットの定例会。介護事業者の集まる席上、「この報酬でやらない業者は切るってことだろうか」などと激しい言葉が飛び交った。議論のテーマは広域連合が7月25日に示した介護報酬の削減割合だった。「県の最低賃金も払えないような水準だ」「しっかり自分たちの意思表示をしていこう」。出席者からは不満や要望が相次いだ。広域連合は訪問介護について来月から現行の5割、通所介護で3割のカットを打ち出した。訪問の介護報酬は1回あたり一時間で現行2660～2850円だが、これが1330～1425円に減額。通所介護の場合、現行3780～3890円が2646～2723円に減ることとなる。(中日新聞三重版2016年9月26日)

#### ○高齢化で在宅医療の需要増

##### 回復期を担う病院整備急務／三重県

高齢化が進む中、病気や障害を持った人が住み慣れた自宅で療養生活を送ることができる在宅医療の需要が高まっている。県内では夫婦共に訪問看護を受けているケースがあり、伊勢赤十字病院の訪問看護に記者が同行した。一方、こうした在宅医療患者が体調を崩した際に必要な回復期の病院整備が進んでおらず、病院間の役割分担が課題となっている。伊勢日赤の看護師は22日、下半身がほぼまひしている夫(82)と酸素濃縮機を付けた妻(86)の二人暮らし世帯(伊勢市船江)を訪問した。夫婦に子どもはおらず、近くに面倒が見られる親戚などもない。夫は平成25年から訪問看護を受けている。当初は妻が介護していたが、体力の低下などに伴い、途中から一緒に受けるようになった。夫の要介護度は5段階中最も高い5で、妻は2。夫婦で定期的に伊勢日赤と地域のかかりつけ医に通院もしている。このほか、夫は週に2回、入浴などで市内の介護事業所のデイサービスへ通う。家事はヘルパーが毎日掃除、洗濯、料理全般を担っている。▽伊勢日赤の楠田司院長は「地域の高齢化が進む中、在宅医療の需要は高まっていく。体調を崩した時などに入院できる回復期の病院は必要不可欠になる」と強調する。本来、命の危機にひんした高度急性期や急性期病院の伊勢日赤だが、地域の回復期病床が足りないため、同病院に入院する回復期の患者が一定数いるという。(伊勢新聞2016年9月26日)

## ●行事案内

### ◆2016年度東海自治体問題研究所

#### 第44回会員総会

日時：10月19日（水）18：30～

場所：名古屋市北区生涯学習センター

議題：2015年度事業報告及び決算報告  
2016年度事業計画及び予算案  
役員改選

テーマ：未定

主催：まちづくり読書会実行委員会

※問合せ先：五十嵐Tel:090-5633-5154

### ◆第2回都市再生プラン研究会

日時：10月23日（日）午後1時30分から

会場：「ウィルあいち」2F

あいちNPO交流プラザ会議室  
会議コーナー2

\*「ウィルあいち」の2Fに上がって「あいちNPO交流プラザ」の事務所を確認してください。

交通：地下鉄「市役所」2番出口下車5分

内容：岐阜の都市再生ビジョン

報告者：富樫幸一（岐阜大学教授）

### ◆第8回地方自治研究会

日時：10月29日（土）14時～17時

会場：「名城大学ナゴヤドーム前キャンパス」DW（西館）302

\*名古屋市営地下鉄名城線「名古屋ドーム前矢田駅」2番出口

テーマ：「地方自治体の資金運用」と地方自治

報告：伊藤久美子さん

（三重県職員・名古屋大学大学院研究生）

藤枝先生（三重短期大学）

### ◆第3回都市再生プラン研究会

日時：11月23日（祝・水）午後1時30分から

会場：名古屋市市政資料館

### ◆まちづくり読書会

自治体問題研究所発行「住民と自治」を読みあい、自由に話し合います。

日時：10月23日（日）13：30～15：30

場所：瑞穂図書館集会所

### ◆第4回都市再生プラン研究会

日時：12月18日（日）午後1時30分から

会場：名古屋市市政資料館

## 石川県と石川県観光連盟による

## 自治体学校の「石川県MICE(マイス)誘致推進事業助成金」

## 不支給問題訴訟のための応援募金のお願い

東海研の事務局会議で議論し、応援募金を2万円送金しました。

石川県と石川県観光連盟は、自治体学校実行委員会が2015年7月開催の第57回自治体学校in金沢への助成金の申請をしたにもかかわらず、案内リーフレットの文章の一節から自治体学校は「政治活動を目的とするものなので支給しない」として、一方的に申請書を送り返してきました。その後、いしかわ自治体問題研究所と連携しておこなった異議申し立てと情報公開請求により、一切の根拠文書もない恣意（しい）的で不公正な手続きであったことがますます明らかになっています。

これは、半世紀以上の歴史をもち、「政策・理論

の学習研究および経験交流を目的」とした学びの場である自治体学校への、不当かつ政治的な介入にほかならず、私たちは引き続き、訴訟を通して、民主主義を踏みにじるこの石川県と石川県観光連盟の姿勢を問うてまいります。そのための資金200万円の応援募金を、皆様から訴えます。

2016年7月

自治体問題研究所理事長 岡田 知弘  
自治体学校実行委員会実行委員長 松繁 美和  
いしかわ自治体問題研究所代表 竹味 能成

### 【募金のお振り込み先】

郵便振替 00120-3-358808

\*お手数ですが、郵便振替用紙の通信欄に、

「財政基盤確立基金・活動飛躍募金」

「MICE訴訟応援募金」とご明記ください。